法律のポイント

障害を理由とする
「不当な差別的取り扱い」の禁止
「合理的配慮」の提供義務

ただし、過重な負担については、個別の事案ごとに以下の要素なども考慮し、状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

- ☑ 事務・事業への影響の程度
  （事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ☑ 実現可能性の程度
  （物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ☑ 費用・負担の程度
- ☑ 事務・事業規模
- ☑ 財政・財務状況

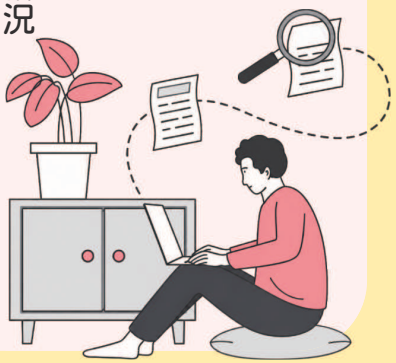

障害者差別解消法

この法律は、すべての人が障がいの有無で分け隔てられることなく、お互いの人格や個性を認め合いながら共生する社会の実現を目指して2013年6月に制定されました。

合理的配慮の提供例

- ◆ 店舗の陳列棚などの配慮
- ◆ フロアガイドなどでの配慮
- ◆ セミナー受講や受付などでの配慮
- ◆ 店舗内を移動するための配慮

合理的配慮の提供義務に反しない例

●飲食店において食事の介助などを求められたとき、飲食店は食事の提供を目的としており、介護サービスを提供する事業所ではなく、食事介助（食べさせる等の行為）は業務の範囲外となるため。

【お問い合わせ】
伊賀市健康福祉部障がい福祉課 0595-22-9657
ﾒｰﾙ:shougai@city.iga.lg.jp FAX:0595-22-9662
伊賀市障がい者相談支援センター 0595-26-7725
ﾒｰﾙ:iga-syougai1@ict.jp FAX:0595-24-7511

2026年度版

障害者週間 12/3~9

だれもが自分らしく
暮らせるまちづくり

合理的配慮ってなぁに…

